

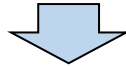
「男女共同参画」と「ジェンダー平等」について

1 「男女共同参画」とは

- 男女が、互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。（神奈川県男女共同参画推進条例第2条）

2 「ジェンダー平等」とは

- 法令や国の第5次男女共同参画基本計画における定義なし。
- Gender Equality 男女共同参画の訳。
- ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）にかかわらず、平等に機会を与えられること。
- 性別による不平等や不均衡は社会的な構造に起因するということを含意する。
- 男女に限らず、性的マイノリティを内包する。
- SDGs では、ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。



課題1 本県において、「ジェンダー平等」をどのように定義するか。

課題2 「ジェンダー平等」の認知度・理解度が低いなか、どのように改定プランに反映させるか。

- 計画に「誰もが性別にかかわらず」という理念を含める。
- 男女だけではなく、性的マイノリティを含めたすべての人を対象とすることを明示する。
- 「ジェンダー平等」についてコラム等を設け、認知度の向上を図る。